

新型コロナウイルス感染防止対策等

特別就業規程（令和3年3月第1版）

株式会社加勢

目 次

(規程の目的)	4
(情報の提供と指導・教育)	4
(会社の感染防止対策)	4
(感染予防対策への協力義務)	5
(PCR、抗原検査)	5
第2章 感染予防等の勤務上の措置	5
(出勤前の措置)	5
(出勤時の措置)	6
(始業前措置後の就業制限)	6
(就業中の発症の疑い)	6
(賃金等の取り扱い)	7
(感染時の職場復帰の目安)	7
(濃厚接触時の職場復帰の目安)	7
(濃厚接触者と接触時の職場復帰の目安)	7
(体調不良による欠勤時の職場復帰の目安)	7
(同居家族が体調不良時の職場復帰の目安)	8
(休業後の出勤連絡)	8
第3章 私権の制限	8
(周知、個人情報等)	8
(日常生活への制限要請)	8
(通勤の取扱い)	8
第4章 業務縮小等による休業措置	9
(休業と業務要員の指定措置)	9
(要請による事業休止)	9
第5章 事業継続体制上の措置	9
(事業継続)	9
(事業継続勤務要員)	10
(勤務要員の感染)	10
第6章 その他の事項	10
(差別の禁止)	10
(規程違反に対する懲戒)	10
(規程にない事項)	10
(規程の改訂)	10
(施行)	11

行政（帰国者・接触者相談センター）の相談窓口一覧（大阪の場合）	12
日常生活での留意事項 ガイドライン	13

第1章 健康管理措置

(規程の目的)

第1条 会社は、新型コロナウイルスの流行による感染防止と事業継続対策に関し、政府及び都道府県並びに地域（市区町村）から随時出される新型コロナウイルス感染防止対策措置に応じ、感染防止と事業の継続を図り、必要な措置を従業員及び関係者に周知し、実施するものとする。

- 2 前項の「新型コロナウイルス感染防止対策措置」に応じて、従業員はこの規程の定めるところに従い、感染防止と事業の継続に協力しなければならない。

(情報の提供と指導・教育)

第2条 会社は、対応すべき新型コロナウイルスについての最新の情報を従業員に提供し、かつ感染の予防と蔓延の防止に必要な指導及び教育に努めるものとする。

- 2 従業員も随時、最新の情報を入手し情報のアップデートを行うものとする。

(会社の感染防止対策)

第3条 会社は、従業員が安心して働けるよう以下の対策を実施するものとする。

■社内施設の利用に関すること■

- (1)社内の受付に透明ビニールシートおよびアルコール消毒液の設置
- (2)アクリル板（仕切版）の設置（会議室、応接室他）
- (3)社内の随所にアルコール消毒液の設置
- (4)休憩室（食堂含む）の座席制限（座席を間引き）及び時差利用
- (5)喫煙室の利用制限
- (6)1時間ごとの室内喚起（または常時2か所以上の窓の開放）
- (7)体調管理表の作成
- (8)デジタル体温計による検温（37℃以上の発熱者は入場不可）
- (9)通勤及び社内でもマスク着用義務
- (10)執務エリアのゾーン分け
- (11)導線のみ直し（入口、進行方向、出口）
- (12)常時2か所以上の窓の開放（または1時間ごとの換気）

■働き方に関すること■

- (1)一部従業員の時差通勤の推進
- (2)一部従業員のテレワーク勤務の推進

- (3)オンライン営業、会議
- (4)一部従業員の短時間勤務制度の導入
- (5)出張の禁止（新幹線、飛行機を利用する者に限る）
- (6)朝礼の中止（文書回覧方式へ変更）
- (7)定例会議の中止（または削減・短縮）
- (8)休憩時間の交代制

■行事、懇親に関すること

- (1)忘年会・新年会・歓迎会の中止
- (2)懇親会、レクリエーションの中止

■その他■

- (1)マスク、消毒剤の備蓄
- (2)外勤社員への携帯消毒剤配布（外出先でこまめに手指消毒すること）
- (3)随時 注意喚起（社内チャットメール、ポスター）
- (4)手洗い、うがい、手指消毒の励行
- (5)三密（密集、密閉、密接）の回避
- (6)その他感染防止に必要な措置

（感染予防対策への協力義務）

第4条 従業員は、感染拡大防止と自身の体を守る見地から会社が定める行動規範を守り少しでも体調の変化を感じた時は早急に会社に報告した上で、必要な措置に従わなければならない。

（PCR、抗原検査）

第5条 医療関係機関の診断によりPCR検査の必要が無いと判断された場合でも会社の判断で本人にPCR検査または抗原検査を受けるよう指示する場合がある。その際、従業員は検査を拒否することはできない。但し掛かる費用につき、実費を会社が負担する。領収書を添付すること。

2 医療関係機関の判断にて行われるPCR検査は公費負担となる。

第2章 感染予防等の勤務上の措置

（出勤前の措置）

第6条 従業員は、出勤前に以下の症状を覚知したときは、第2項に定める措置を取るもの

とする。

- 咳や発熱、息苦しさ、味覚嗅覚障害、のどの痛み、倦怠感などの体調不良の症状
- 2 前項の症状が出現したときは、外出・出社をせず、まず会社に電話連絡の上、自宅で待機をしなければならない。また同居の家族に同様の症状がある場合も同様とする。
 - 3 従業員は、直ちに保健所等医療関係機関へ連絡し、その判断を基に会社の指示に従わなければならない。
 - 4 陽性が判明した場合には就労せず、所定の医療関係機関の指示に従い入院等の医療上の措置を受け、療養に専念しなければならない。
 - 5 医療関係機関の判断により、PCR検査が不要となった場合でも発熱症状があるときは、いきなり医療機関へ行かず、まず医療機関へ電話連絡をし、受診の可否を聞いてから受診しなければならない。受診が可能となった場合は、その際、PCR検査が必要と判断されなかった場合でも、必ず抗原検査か血液検査を受け、ウイルス性、細菌性の感染による発熱かどうかを検査してもらうこと（CRP、白血球、リンパ球等によってある程度把握可能）。
 - 6 従業員はいずれの場合でも、その後の経過及び結果を、速やかに会社へ報告しなければならない。

（出勤時の措置）

- 第7条 従業員は、事業所への入場にあたり、検温等健康状態のチェックを受け、万一感染の疑いのある場合には入場せず、会社の必要な措置に従わなければならない。
- 2 前項の始業前措置は新型コロナウイルスの一般社会における流行に対する対策予防措置としての入場時の措置であるので、これらの検査等は労働時間には該当しない。従って、従業員は始業時刻前にこのチェック時間を考慮して出勤しなければならない。

（始業前措置後の就業制限）

- 第8条 前条の入場措置において感染の疑いのある場合には、直ちに保健所等医療関係機関へ連絡し、その判断を基に会社の指示に従わなければならない。措置は第6条に準じて行うものとする。

（就業中の発症の疑い）

- 第9条 就業中の従業員が体調不良で感染の疑いが生じた時は、直ちに会社に申出をし、他の従業員と接触のない場所に移動し、必要な指示を受けなければならない。
- 2 この場合において第6条の規定を準用する。ただし、当日は全日出勤したものとみなして取り扱う。

- 3 翌日からの本人の療養のための休業については、病欠として労基法第 26 条による休業手当の対象とはならない。但し有給休暇の取得は差し支えない。会社の指示による場合は次条による。

(賃金等の取り扱い)

- 第 10 条 陽性者または濃厚接触者と確定した場合は、復帰できるまでの休業については欠勤扱いとする。但し、感染の場合は健康保険から傷病手当金の受給ができ、労働基準監督署から業務上災害であると認定されれば、労災保険の給付を受けることができる。有給休暇の取得は妨げない。
- 2 医療関係機関の指示によらず、会社の指示により自宅待機させるときは、労働基準法第 26 条による休業手当を支払う。例えば以下のような場合を想定する。
- (1) 医療関係機関からは復帰可能とされた後の期間
 - (2) 本人が感染の疑いの段階の期間
 - (3) 家族が感染または濃厚接触者或いは疑いのある期間など
- 2 新型コロナウイルスに罹患した場合、またはその疑いによって会社を休む場合は、特別に事後の申請によって有給休暇取得を認めるものとする。

(感染時の職場復帰の目安)

- 第 11 条 新型コロナウイルスに感染した場合の職場復帰の目安は、(ア) 発症後 10 日経過かつ、(イ) 解熱剤など薬剤を服用しない状態で症状消失後 3 日を経過していることとする。
- 2 完全に治癒していないと本人が判断し、会社に申し出した場合は、1 週間自宅待機で療養できるものとする。この場合は欠勤扱いとなるが、有給休暇の取得は妨げられない。

(濃厚接触時の職場復帰の目安)

- 第 12 条 医療関係機関から濃厚接触者と指定された場合は、指定日から PCR 検査で陰性と判断されたときとする。

(濃厚接触者と接触時の職場復帰の目安)

- 第 13 条 当該濃厚接触者の陰性が確定したとき、または PCR 検査か抗原検査を実施し、陰性確認が出るまでは出勤停止とする。

(体調不良による欠勤時の職場復帰の目安)

- 第 14 条 医療関係機関から特段の指示がない場合で、体調不良により欠勤して職場復帰

する目安は、(ア) 発症後4日経過かつ、(イ) 解熱剤など薬剤を服用しない状態で症状消失後3日を経過していることとする(但し会社が認めた場合はこの限りでない)。

(同居家族が体調不良時の職場復帰の目安)

第15条 家族のPCR検査の陰性が確定するまで出勤停止とする。医師の診断によりPCR検査の必要が無いと判断された場合は第6条第5項の規定を準用し、当該家族が陰性であると一定の判断ができるまで出勤停止とする。

(休業後の出勤連絡)

第16条 新型コロナウイルスに関連して休業していた従業員が出勤する場合には、前日までに会社にその旨を告げ、確認を受けてから出勤しなければならない。

第3章 私権の制限

(周知、個人情報等)

第17条 従業員が感染した場合については、感染拡大予防上、職場の関係する範囲に者には当該感染事実を周知し、消毒その他予防対策の措置をとるものとする。家族が感染した場合の取扱いについては、会社と情報共有して感染予防に必要な範囲で周知対応するものとする。

2 本人が感染した場合において二次感染を防止する必要から、保健所等関係行政機関はもとより、社内及び関係取引先へ本人の同意なく氏名を公表することがある。家族の氏名は同意がなければ公表しない。

(日常生活への制限要請)

第18条 会社は国及び自治体の指示や要請または社内の感染状況を鑑みて、プライベートの領域においても制限を設けることがある。なお、巻末「日常生活での留意事項ガイドライン」の遵守に努めるものとする。

(通勤の取扱い)

第19条 会社は、従業員の感染予防のために従業員が電車・バス等の交通機関による通勤を避け、自家用車・自転車等で通勤することを認めることがある。

- 2 前項の措置については、加入保険関係など必要書類と共に、会社の許可を受けなければならない。この場合においてかかる燃料費、駐車場代等の費用は原則として自己負担とする。

第4章 業務縮小等による休業措置

(休業と業務要員の指定措置)

第20条 会社は、感染の蔓延の状況により部署又は従業員を指定して自宅待機のため休業又は自宅勤務を命ずることがある。この場合においては労働基準法第26条の使用者責任に帰すべき休業手当扱いとする。

- 2 前項の場合においても、業務上の必要な従業員に対しては出勤し就労を命ずることがある。この場合において、従業員は職務又は業務の変更、臨時的な応援、勤務時間や勤務形態の変更等、会社の所要の就労上の措置に従わなければならない。
- 3 前項の場合において、業務上特に必要な保安、監督、救急、支援等の要員として指定された従業員はその任務に従い出勤し、就労しなければならない。ただし、正当な事由のある場合にはこの限りでない。
- 4 会社施設、情報通信機器装置等の保全等へ対応、営業・広報その他経営維持上の業務その他の要員については、出勤を継続するものとする。

(要請による事業休止)

第21条 前条の規定は、行政当局の要請又は発注者等の注文指図等による営業又は業務の休止等の場合にも準用する。

第5章 事業継続体制上の措置

(事業継続)

第22条 会社は、事業又は業務の性質上、必要な部署または要員についてはロックダウン、緊急事態宣言、感染蔓延、流行拡大期においても感染防止措置を講じた上で、業務を継続するものとする。特別に必要な場合には別途事業継続計画を定め予め従業員及び関係者に周知し、これを遂行するものとする。

(事業継続勤務要員)

第23条 前条において、事業継続のための勤務要員に指定された従業員は出勤して事業を継続しなければならない。

- 2 前項の場合において、従業員は自己又は家族の感染等所定の対応の場合を除いて出勤を拒否してはならない。
- 3 本条により特別に勤務する者には、特別危険手当を支給することができる。

(勤務要員の感染)

第24条 前項により指定された勤務要員が事業継続のため勤務開始後感染し欠勤に至った場合には、会社は特別有給休暇として取り扱うものとする。特別な出勤を要する業務要員、保安要員についても同様とする。

- 2 事業継続のために勤務要員とされた者に対しては、事前に必要な研修その他感染防止の教育・指導を行い、勤務にあたっては感染防止措置に努めるものとする。

第6章 その他の事項

(差別の禁止)

第25条 感染者に対して、差別的な言動を行わないようにしなければならない。

(規程違反に対する懲戒)

第26条 本規程に定めるルールを遵守しない従業員に対しては、注意警告を発し、それでも改善されない場合は、就業規則の制裁（懲戒）条項を適用することがある。

(規程にない事項)

第27条 その他の新型コロナウイルスに関することについて、本規程で判断が付かないことは、その都度会社に相談しなければならない。

(規程の改訂)

第28条 新型コロナウイルス感染防止対策措置の国及び地方公共団体の対策の流動性に伴い、会社においても本規則に定めるもののほか適宜その都度改訂して、対応するものとする。

(施行)

第29条 本規程は令和3年3月31日より施行する。

- 2 大阪府コロナ警戒信号が青になるまでの間は、本規程の効力を有する。
- 3 本規程に定めのない事項に関しては、その都度社長が判断して運用する。

行政（帰国者・接触者相談センター）の相談窓口一覧（大阪の場合）

新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）一覧
 （令和2年8月14日現在） ※土日祝日を含め、終日つながります

センター名	電話番号	FAX
大阪府池田保健所	06-7166-9911	06-6944-7579
大阪府茨木保健所		
大阪府守口保健所		
大阪府四條畷保健所		
大阪府藤井寺保健所		
大阪府富田林保健所		
大阪府和泉保健所		
大阪府岸和田保健所		
大阪府泉佐野保健所		
大阪市保健所	06-6647-0641	06-6647-1029
堺市保健所	072-228-0239	072-222-9876
高槻市保健所	072-661-9335	072-661-1800
東大阪市保健所	072-963-9393	072-960-3809
豊中市保健所	06-6151-2603	06-6152-7328
枚方市保健所	072-841-1326	072-841-5711
八尾市保健所	072-994-0668	072-922-4965
寝屋川市保健所	072-829-8455	072-838-1152
吹田市保健所	06-7178-1370	06-6339-2058

日常生活での留意事項 ガイドライン

1. 社内で感染者が発生すると、次のような企業リスクが考えられます。

- ①最低 10 日から 14 日間は当該従業員が休業しなければならない
- ②濃厚接触者に指定された他の従業員も PCR 検査で陰性が出るまで出勤できない
- ③お客様、取引業者にも事実を連絡する必要性が生じる
- ④感染者が出た部署または会社自体が一定期間休業を余儀なくされる可能性がある
- ⑤残った従業員で職場の消毒作業を行わなければならない（接触感染のリスク）
- ⑥ニュース報道や SNS 等で拡散し、風評被害が生じる可能性がある

2. 日常生活でも、以下事項につきご留意頂きますようお願いいたします。

- ① 外出時には必ずマスクの着用を行うこと。
- ② 常に手洗い、うがい、手指消毒の徹底に努めること。特に外食時には飲食前に行うこと。
- ③ 濃厚接触機会を減らすため、できるだけ時間をずらす、部屋を分ける、人数を絞るなどの対応すること。
- ④ 毎朝の検温、体調の確認を自宅にて行うこと。
- ⑤ 不要不急な外出、特にお酒を伴う飲食は極力控えること（不要不急とは、どうしてもしなければならないか、今しなければならないか）。
- ⑥ 外出先から帰った時は、みだりにドアノブやスイッチに接触する前に、出入り口に設置したアルコール消毒剤でまず手指を消毒し、その後手洗いうがいを必ず行うこと。
- ⑦ 外出先においては、むやみに手指を、目・鼻・口元へもって行かないように意識すること。
- ⑧ 外出時は可能な限り携帯用消毒剤を常備すること。
- ⑨ 日ごろから規則正しい生活を心がけ、体力の維持向上に努めること。
- ⑩ 国内外を問わず、旅行するときは事前に会社へ相談すること。

以上